

総企企第 0313001 号
平成 25 年 3 月 13 日

各都道府県 医務主管部(局)長 様
各都道府県
各指定都市 } 民生主管部(局)長 様
各中核市 }
各都道府県
各指定都市 } 老人保健主管部(局)長 様
各中核市 }

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋



独立行政法人福祉医療機構業務方法書等の一部変更について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構の規程の改正内容につきましては、平成 24 年度より外部向け Web 例規集 (<http://www1.g-reiki.net/wam/index.htm> ※) の更新によりお知らせしているところですが、今般、平成 24 年度補正予算の成立に伴う福祉医療貸付の融資条件の変更等を行い、下記規程について別添のとおり改正し、平成 25 年 2 月 26 日から適用することとしたので通知いたします。

記

- 1 独立行政法人福祉医療機構業務方法書
- 2 独立行政法人福祉医療機構貸付準則
- 3 独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則



以上

※外部向け例規集の利用は ID と password が必要です。

(平成 24 年 6 月 5 日事務連絡をご参照ください。)

【連絡先】独立行政法人福祉医療機構

企画指導部企画課 本地・荒牧

TEL (直通) 03 (3438) 9930

FAX 03 (3438) 9949

独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、平成 24 年度補正予算に係る福祉医療貸付事業の融資条件等につき改正を行うものである。

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆ 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置

1. 耐震化等整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 1 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

2. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 2 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しないものとする
貸付金の限度額	100 分の 95

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

1. 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（一部継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※介護基盤の緊急整備に係る利率の引き下げについては、平成 25 年 3 月 31 日までの措置。

2. 耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に規定する介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業について、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 3 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※

※当初 5 年間基準金利▲0.5%とする。

3. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 4 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しないものとする
貸付金の限度額	100 分の 95

◆ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていたスプリンクラー整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 23 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆ 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

◆ 地域医療再生計画に基づく高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、地域医療再生基金管理運営要領に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転を行うものについては、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 20 条第 2 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※
貸付金の限度額	100 分の 95

※ 当初 5 年間は 7.2 億円を上限に無利子（7.2 億円を超える部分は基準金利から▲0.9%）、6・7 年目は基準金利から▲0.9%、8 年目以降は基準金利同率とする。

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

1. 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（一部継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※介護基盤の緊急整備に係る利率の引き下げについては、平成 25 年 3 月 31 日までの措置。

2. 耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に規定する介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業について、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 3 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※

※当初 5 年間基準金利▲0.5%とする。

3. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 4 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※
貸付金の限度額	100 分の 95

※ 当初 5 年間は 7.2 億円を上限に無利子（7.2 億円を超える部分は基準金利から▲0.9%）、
6・7 年目は基準金利から▲0.9%、8 年目以降は基準金利同率とする。

3. その他

◆ 障害者自立支援法の名称変更

平成 25 年 4 月 1 日付で、障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることから、必要な文言の修正を行う。

【第 4 条及び別表 2 関係】

◆ 障害福祉サービス事業に係る貸付の特例の終了

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスについて、平成 24 年 3 月 31 日をもって旧法体系に基づく施設（知的障害者援護施設等）の移行期間が終了し、当該移行に伴い必要な経営資金を融通する特例措置についても、移行期間終了後 3 カ月を経過した日をもって終了していることから条文の削除を行う。

【附則第 9 条関係】

4. 施行日

平成 25 年 3 月 8 日（補正予算成立日である平成 25 年 2 月 26 日から適用する。）
（ただし、障害者自立支援法の名称変更関係は平成 25 年 4 月 1 日施行）

以上

新旧対照表 (改正部分のみ)

新	旧																
第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 2～4 (略) 附 則 第9条 削除 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第19条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605010号)に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設	(略)	(略)	(略)	第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 2～4 (略) 附 則 (障害福祉サービス事業に係る貸付けの特例) 第9条 平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する日以後3か月経過するまでの間において、次の表の左の欄に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄に掲げる施設又は事業を平成18年10月1日以降に行う法人に対する経営資金の貸付けに係る据置期間については、第16条の規定にかかわらず、1年以内とし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) 3月分の介護給付費、訓練等給付費及び障害児施設給付費等相当額 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の80 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第19条 平成21年6月5日から平成25年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605010号)に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	(略)	(略)	(略)
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設	(略)																
(略)	(略)																
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
キ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	(略)																
(略)	(略)																

1/6

新	旧
(地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第20条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第26条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の95以内の額とする。 (社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例) 第21条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1)・(2) (略) 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第17条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の95 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70(高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)	(地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第20条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。 (新設) (社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例) 第21条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1)・(2) (略) (新設)

新

(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)

第22条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老第0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

旧

(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)

第22条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老第0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、第24条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	利率	機構の理事長が定める。
	貸付金の限度額	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）
介護老人保健施設	利率	機構の理事長が定める。
	貸付金の限度額	所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) 新築資金又は増改築資金（いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舍等の附属施設を含む場合は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金については3億円 (3) 機械購入資金については6千万円

(新設)

2 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老第0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の
----------	---

3/6

新

旧

100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

介護老人保健施設

所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。

(1) 新築資金又は増改築資金（いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額）

(2) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金については3億円

(3) 機械購入資金については6千万円

3 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老第0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条、第24条及び第1項の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

（新設）

4 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老第0820第5号）等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成25年2月26日雇第0226第4号・社提第0226第7号・老第0226第1号）の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、第24条、第26条及び前3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（新設）

社会福祉事業施設	利率	利子を徴しないものとする。
	貸付金の限度額	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の95 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）
介護老人保	利率	機構の理事長が定める。

4/6

新	旧
施設 貸付金の限度額 所要資金の100分の95以内 (スプリンクラー整備に係る貸付けの特例) 第23条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。 2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731号第8号)及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1)・(2) (略) (定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例) 第24条 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金(定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を含む。)」とする。 附 則(平成25年3月8日厚生労働大臣認可) 第1条 この業務方法書の一部変更は、平成25年3月8日から施行し、平成25年2月26日から適用する。ただし、第4条及び別表2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。 第2条 平成24年度以前に、附則(平成15年10月1日施行)第22条第1項に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同項の規定は、同項に定める期間経過後もなおその効力を有する。	(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例) 第23条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。 2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731号第3号)、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成20年3月31日老発第0331010号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1)・(2) (略) (定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例) 第24条 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金(定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を含む。)」とする。

5/6

新	旧												
別表2 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</td><td>(略)</td></tr> </table>	区 分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	(略)	別表2 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4 障害者自立支援法</td><td>(略)</td></tr> </table>	区 分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	4 障害者自立支援法	(略)
区 分	施設及び事業の種類												
(略)	(略)												
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	(略)												
区 分	施設及び事業の種類												
(略)	(略)												
4 障害者自立支援法	(略)												

独立行政法人福祉医療機構貸付準則 一部改正の概要

今回の貸付準則の改正は、平成 25 年 2 月 26 日に成立した平成 24 年度補正予算等に係る福祉医療貸付事業の融資条件等の変更等を行うものである。

■改正の概要

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 耐震化等整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 18 の 1 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 18 の 3 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 95

2) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備（耐震化等整備を含む。）に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 19 の 1 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 19 の 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 95

3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていたスプリンクラー整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 20 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※ ただし、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 第 3 号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けについては、延べ床面積 275 m²以上の施設に係るものに限る。

4) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（貸付対象事業(土地取得資金)の拡大）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 地域医療再生計画に基づく高台移転整備に係る融資条件の優遇措置等

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、地域医療再生基金管理運営要領に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転を行うものについては、貸付金の限度額を次表のとおり改めるほか、移転に伴いその用に供するための土地を取得する事業に係る新築資金及び増改築資金を貸付けの対象に含める。

【附則第 17 の 2 及び別表 20 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 95

2) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備（耐震化等整備を含む。）に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 19 の 1 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 19 の 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 95

3) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（貸付対象事業（土地取得資金）の拡大）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

3. その他の改正

1) 障害福祉サービス事業に係る貸付の特例の終了

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスについて、平成 24 年 3 月 31 日をもって旧法体系に基づく施設（知的障害者援護施設等）の移行期間が終了し、当該移行に伴い必要な経営資金を融通する特例措置についても、移行期間終了後 3 カ月を経過した日をもって終了していることから条文の削除を行う。

【附則第 8 関係】

2) 障害者自立支援法の名称変更

平成 25 年 4 月 1 日付で、障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることから、必要な文言の修正を行う。

【別表 18 関係】

3) その他の改正

その他所要の改正を行う。

【附則第 17 の 1 及び第 18 の 2 関係】

■実施日

平成 25 年 3 月 8 日(補正予算成立日である平成 25 年 2 月 26 日から適用する。)

(ただし、障害者自立支援法の名称変更関係は平成 25 年 4 月 1 日施行。)

新旧対照表(改正部分のみ)

新	旧						
附 則 第8 削除 (地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第17 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、<u>地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)</u>に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る新築資金及び増改築資金の貸付金額については、<u>第21の1の(1)の規定にかかわらず、所要資金に100分の90を乗じて得た額とする。</u> 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、<u>地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)</u>に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る新築資金及び増改築資金の貸付対象事業等については、<u>第18の(1)のア及び別表9にかかわらず、別表20のとおりとし、新築資金及び増改築資金の貸付金額については、1にかかわらず、第21の1の(1)に規定する貸付金額とは別に、所要資金に100分の95を乗じて得た額とする。</u> (社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)	附 則 (障害福祉サービス事業に係る貸付けの特例) 第8 平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する日以後3か月経過するまでの間において、次の表の左の欄に掲げる施設又は事業を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成18年10月1日以降に行う法人に対する経営資金の貸付けに係る据置期間については、第5の規定にかかわらず、1年以内とし、貸付金の限度額については、第6の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) 3月分の介護給付費、訓練等給付費及び障害児施設給付費等相当額 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の80 <table border="1"> <tr> <td>知的障害者福祉法に規定する知的障害者支援施設</td><td>障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、共同生活介護を行う事業、障害者支援施設、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業又は共同生活援助を行う事業</td></tr> <tr> <td>身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生支援施設</td><td></td></tr> <tr> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設</td><td></td></tr> </table> (地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第17 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、<u>平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号)</u>に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金額については、<u>第21の規定にかかわらず、所要資金に100分の90を乗じて得た額とする。</u> (新設) (社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)	知的障害者福祉法に規定する知的障害者支援施設	障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、共同生活介護を行う事業、障害者支援施設、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業又は共同生活援助を行う事業	身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生支援施設		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設	
知的障害者福祉法に規定する知的障害者支援施設	障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、共同生活介護を行う事業、障害者支援施設、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業又は共同生活援助を行う事業						
身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生支援施設							
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設							

1/10

新

旧

第18 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る第6に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 1の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る第7に規定する老朽整備等の貸付けについては、第7の2の(1)のイの(エ)の次に次のように加え、

(オ)当該整備事業に係る社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に定める補助額に3分の4を乗じた額

第7の2の(1)のイの(エ)の次に次のように加える。

(オ)当該整備事業に係る社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に定める補助額

3 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る第6に規定する貸付金額については、1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6の1の(1)	100分の75	100分の95
第6の1の(1)のイの(ア)	社会福祉施設等施設整備費補助金及び安心こども基金	社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
第6の1の(3)	100分の80	100分の95

第18 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る第6に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 1の期間において、社会福祉施設等の耐震化等整備事業のための貸付けに係る第7に規定する老朽整備等の貸付けについては、第7の2の(1)のイの(エ)の次に次のように加え、

(オ)当該整備事業に係る社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に定める補助額に3分の4を乗じた額

第7の2の(1)のイの(エ)の次に次のように加える。

(オ)当該整備事業に係る社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に定める補助額

(新設)

2/10

新		
(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)		
第19 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発第0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る第6及び第21に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
第7の2の(3)	100分の80	100分の90
第21の1の(1)	別表16に定める率	90%
2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発第0820第5号)等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成26年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付けに係る第6に規定する貸付金額については、1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、介護老人保健施設に係る新築資金及び増改築資金の貸付金額については、1の規定にかかわらず、第21の1の(1)に規定する貸付金額とは別に、所要資金に100分の95を乗じて得た額とする。		
第6の1の(1)	100分の75	100分の95
第6の1の(1)のエの(イ)	地域介護・福祉空間整備等交付金	地域介護・福祉空間整備等交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金
	市町村交付金事業	市町村交付金事業及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業
第6の1の(3)	100分の80	100分の95
第6の3	100分の70	100分の95
(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)		
第20 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・		

旧		
(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)		
第19 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発第0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る第6及び第21に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
別表16	75%	90%
(新設)		
(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)		
第20 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・		

3/10

新		
社援発0731第3号)及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発第0820第5号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付け(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けについては、延べ床面積275㎡以上の施設に係るものに限る。)に係る第6に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)		
第21 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発第0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付対象事業並びに償還期間及び据置期間については、第3中「創設法人以外のもの、」及び「ただし、創設法人を除く。」を削り、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
附 則(平成25年3月8日)		
この貸付準則の一部改正は、平成25年3月8日から実施し、附則(平成15年10月1日施行)第17から第20までの改正規定は、平成25年2月26日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。ただし、別表18の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。		
別表18		
特に必要と認められる病院の新設・増床事業及び診療所の新設事業		
1・2 (略)		
3 医療法施行規則第30条の33第1項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院として都道府県知事が認めるものの新設事業又は増床事業		
4・5 (略)		

旧		
社援発0731第3号)、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発第0820第5号)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成20年3月31日老発第0331010号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る第6に規定する貸付金額については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)		
第21 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発第0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付対象事業並びに償還期間及び据置期間については、第3中「創設法人以外のもの、」及び「ただし、創設法人を除く。」を削り、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
別表18		
特に必要と認められる病院の新設・増床事業及び診療所の新設事業		
1・2 (略)		
3 医療法施行規則第30条の33第1項の規定により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院として都道府県知事が認めるものの新設事業又は増床事業		
4・5 (略)		

新

旧

別表20

附則(平成15年10月1日施行)第17の2に係る新築資金及び増改築資金の貸付対象事業等

貸付けの対象とする事業		貸付けの対象とする施設又は事業所の範囲	貸付けの対象とする病床数				
新築資金	甲種増改築資金	乙種増改築資金					
病院、有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする診療所(以下「共同利用施設」という。)の新設事業及びその用に供するための土地を取得する事業	1 「別表17」に定める病床不足地域における一般病床、療養病床又は精神病床(以下この別表において「一般病床等」という。)の増床事業 2 「別表18」の2又は3に該当するもの 3 増床事業以外の増改築事業で、当該施設が次の地域に所在するもの <table border="1"> <tr> <th>施設の区分</th><th>地域</th></tr> <tr> <td>患者の収容施設が主として一般病床及び療養病床である病院又は有床診療所</td><td>一般病床及び療養病床の病床不足地域</td></tr> </table>	施設の区分	地域	患者の収容施設が主として一般病床及び療養病床である病院又は有床診療所	一般病床及び療養病床の病床不足地域	1 甲種増改築資金の貸付けの対象としない病院又は有床診療所の増改築事業 2 1)による増改築事業のうち土地を取得する事業については、病院又は有床診療所の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	1 診療に必要な施設 2 患者の収容に必要な施設 3 病院又は有床診療所の管理及び患者サービスのために必要な施設 4 病院又は有床診療所の格段に關し特に必要と認められる看護師宿舍、職員宿舍
施設の区分	地域						
患者の収容施設が主として一般病床及び療養病床である病院又は有床診療所	一般病床及び療養病床の病床不足地域						

(新設)

1 新設事業及び増床事業については、「別表17」に定める基準病床数から既存病床数を控除した数を超えない病床数(「別表18」の1から3に該当するものについては、都道府県知事が必要と認める病床数の範囲内、「別表18」の4に該当するものについては、

5/10

新				旧	
	療所 患者の収容施設が主として精神病床である病院 患者の収容施設が主として結核病床である病院	精神病床の病床不足地域 結核病床の病床不足地域	(有床診療所を除く。)及び保育施設 甲種増改築資金の貸付けの対象とするものは、次のとおりとする。 (1) 当分の間(看護職員増給見通しにより増給が均衡するまでの間)、看護師宿舍及び保育施設の増改築に係るもの (2) 増床に伴う職員の増員を主たる目的とする	新設する病床数の範囲内) 2 その他の増改築事業については、当該病院又は有床診療所の現在病床数の範囲内	
	4 共同利用施設の増改築事業 5 次のいずれかに該当する一般病床等に係る病院若しくは有床診療所の増床事業又は一般病床等若しくは結核病床に係る病院若しくは有床診療所の移転事業に伴いその用に供するための土地を取得する事業 (1) 「別表17」に定める病床不足地域における病院又は有床診療所の増床事業				

6/10

新				旧			
		(2) 2に掲げる病院の増床事業 (3) 3又は4による増改築事業であつて、病院、有床診療所又は共同利用施設の移転事業				る職員宿舍の増改築に係るもの	
無床診療所	1 無床診療所又は歯科診療所の新設事業	1 「別表17」に定める診療所不足地域における無床診療所又は歯科診療所の増改築事業	1 甲種増改築資金の貸付けの対象としない無床診療所、歯科診療所又は共同利用施設の増改築事業	1 診療に必要な施設			
歯科診療所	2 共同利用施設の新設事業	2 共同利用施設の増改築事業	2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、無床診療所、歯科診療所又は共同利用施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	2 患者の収容に必要な施設			
	3 1又は2による新設に伴いその用に供するための土地を取得する事業	3 1又は2による増改築事業のうち土地を取得する事業については、無床診療所、歯科診療所又は共同利用施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、無床診療所、歯科診療所又は共同利用施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	3 無床診療所、歯科診療所又は共同利用施設の経営に關し特に必要と認められる看護師宿舍及び保育施設			

7/10

新				旧			
			いその用に供するためのものに限る。				
助産所	助産所の新設事業及びその用に供するための土地を取得する事業		1 助産所の増改築事業 2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、助産所の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	1 助産に必要な施設 2 妊婦、じよく婦又は新生児の保健指導に必要な施設 3 妊婦、産婦、じよく婦の収容施設			
介護老人保健施設	介護老人保健施設の新設事業及びその用に供するための土地を取得する事業		1 介護老人保健施設の増改築事業 2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、介護老人保健施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	1 入所者の診療及び日常生活上の世話を行うために必要な施設 2 通所リハビリテーション			

8/10

新				旧			
			ては、介護老人保健施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	に必要な施設 3 介護老人保健施設の管理及び入所者等のサービスのために必要な施設 4 介護老人保健施設の経営に関し特に必要な看護師・介護人宿舍、職員宿舍及び保育施設			
医療従事者養成施設の新設事業及びその用に供するための土地を取得する事業			1 医療従事者養成施設の増改築事業 2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、医療	助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士			

9/10

新				旧			
			従事者養成施設の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	必要な施設			
指定訪問看護事業を行う事業所の新設事業及びその用に供するための土地を取得する事業			1 指定訪問看護事業を行う事業所の増改築事業 2 1による増改築事業のうち土地を取得する事業については、指定訪問看護事業を行う事業所の移転に伴いその用に供するためのものに限る。	指定訪問看護事業に必要な事業所			

10/10

独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則 一部改正の概要

今回の貸付利率準則の改正は、平成 25 年 2 月 26 日に成立した平成 24 年度補正予算等に係る福祉医療貸付事業の貸付利率の変更等を行うものである。

■改正の概要

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 耐震化等整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付利率の引き下げについて、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 の 1 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 7 の 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しない

2) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち耐震化整備を行うものについて、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 8 の 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	貸付後 5 年間、基準金利▲0.5%

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 8 の 3 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しない

3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていたスプリンクラー整備に係る貸付利率の引き下げについて、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める等の改正を行う。

【附則第 9 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※ ただし、社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金管理運営要領(平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 第 3 号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けについては、延べ床面積 275 m²以上の施設に係るものに限る。

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた医療機関の耐震化整備に係る貸付利率の引き下げについて、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める等の改正を行う。

【附則第 5 関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

2) 地域医療再生計画に基づく高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、地域医療再生基金管理運営要領に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転を行うものについては、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 6 の 2 及び別表 3 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	貸付後 5 年間、利子を徴しない。(ただし、7.2 億円を超えるものについては基準金利▲0.9%。) 貸付後 6・7 年目は基準金利▲0.9%。 貸付後 7 年経過以降、基準金利と同率。

3) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

◆ 介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち耐震化整備を行うものについて、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 8 の 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	貸付後 5 年間、基準金利▲0.5%

◆ 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、貸付利率を次表のとおり改める。

【附則第 8 の 3 及び別表 3 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	貸付後 5 年間、利子を徴しない。(ただし、7.2 億円を超えるものについては基準金利▲0.9%。) 貸付後 6・7 年目は基準金利▲0.9%。 貸付後 7 年経過以降、基準金利と同率。

3. その他の改正

1) 障害者自立支援法の名称変更

平成 25 年 4 月 1 日付で、障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることから、必要な文言の修正を行う。

【第 3 関係】

2) その他の改正

その他所要の改正を行う。

【附則第 6 の 1 及び第 8 の 1 関係】

■実施日

平成 25 年 3 月 8 日(補正予算成立日である平成 25 年 2 月 26 日から適用する。)
(ただし、障害者自立支援法の名称変更関係は平成 25 年 4 月 1 日施行。)

新旧対照表(改正部分のみ)

新	旧																				
第3 設置・整備資金 設置・整備資金に係る利率は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は事業の種類</th><th>利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～エ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>カ (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(以下略)</td><td>(以下略)</td></tr> </tbody> </table> 附 則 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第5 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605010号)に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第7の規定にかかわらず、貸付利率A1とする。ただし、貸付後5年経過するまでの間、貸付金利A6とする。 (地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第6 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第7の規定にかかわらず、貸付利率A1とする。 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605008号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第7及び1の規定にかかわらず、貸付利率C1とする。ただし、貸付後5年を経過するまでの間は、7億2,000万円を限度に利子を徴しないもの(7億2,000万円を超えるものに	施設又は事業の種類	利率	ア～エ (略)	(略)	オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)		カ (略)		(以下略)	(以下略)	第3 設置・整備資金 設置・整備資金に係る利率は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は事業の種類</th><th>利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～エ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>オ 障害者自立支援法に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>カ (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(以下略)</td><td>(以下略)</td></tr> </tbody> </table> 附 則 (医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例) 第5 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成21年6月5日医政発第0605010号)に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る利率については、第7の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付金利A6とする。 (地域医療再生計画に係る貸付けの特例) 第6 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号)に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る利率については、第7の規定にかかわらず、貸付利率A1とする。 (新設)	施設又は事業の種類	利率	ア～エ (略)	(略)	オ 障害者自立支援法に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)		カ (略)		(以下略)	(以下略)
施設又は事業の種類	利率																				
ア～エ (略)	(略)																				
オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)																					
カ (略)																					
(以下略)	(以下略)																				
施設又は事業の種類	利率																				
ア～エ (略)	(略)																				
オ 障害者自立支援法に規定する次に掲げる施設又は事業 (ア)～(カ) (略)																					
カ (略)																					
(以下略)	(以下略)																				

1/4

新	旧
については、貸付利率C4)とし、貸付後5年を経過した日から貸付後7年を経過するまでの間は、貸付利率C4とする。 (社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例) 第7 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る利率については、第3の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付利率A6とする。 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る利率については、第3及び1の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。 (介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例) 第8 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第3及び第7の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付金利A6とする。 2 平成25年2月26日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付け及び同管理運営要領別記1の別添3の1に掲げる認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業の対象施設のうち、その他介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象施設であって、都道府県知事が必要と認めた施設に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第3、第7及び1の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付金利A6とする。 3 2の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21	(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例) 第7 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731第3号)及び安心こども基金管理運営要領(平成21年7月1日雇児発0701第3号)に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る利率については、第3の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付利率A6とする。 (新設) (介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例) 第8 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る利率については、第3及び第7の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付金利A6とする。 (新設) (新設)

○ 独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則

新	旧						
年8月20日老発0820第5号)等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」(平成25年2月26日雇発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号)の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付け(第7に規定する機械購入資金に係る貸付けを除く。)に係る利率については、第3、第7、i及び2の規定にかかわらず、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td><td>設置・整備資金</td></tr> <tr> <td>医療貸付</td><td>新築資金及び増改築資金</td></tr> </tbody> </table> 利子を徴しないものとする。 貸付利率C1とする。ただし、貸付後5年を経過するまでの間は、7億2,000万円を限度に利子を徴しないもの(7億2,000万円を超えるものについては、貸付利率C4)とし、貸付後5年を経過した日から貸付後7年を経過するまでの間は、貸付利率C4とする。 (スプリンクラー整備に係る貸付けの特例) 第9 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731第3号)及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付け(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731第3号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けについては、延べ床面積275㎡以上の施設に係るものに限り。)に係る利率については、第3の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付利率A6とする。 附 則(平成25年3月8日) 第1 この貸付利率準則の一部改正は、平成25年3月8日から実施し、平成25年2月26日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。ただし、第3の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。 第2 平成24年度以前に、附則(平成23年7月25日施行)第8の1に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る附則(平成23年7月25日施行)第8の1の規定は、附則(平成23年7月25日施行)第8の1の規定に定める期間	貸付金の種類	利率	福祉貸付	設置・整備資金	医療貸付	新築資金及び増改築資金	(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例) 第9 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731第3号)、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成20年3月31日老発第0331010号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る利率については、第3の規定にかかわらず、貸付後5年経過するまでの間、貸付利率A6とする。
貸付金の種類	利率						
福祉貸付	設置・整備資金						
医療貸付	新築資金及び増改築資金						

3/4

○ 独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則

新					旧				
経過後も、なおその効力を有する。									
別表3					別表3				
償還期間が20年以内のもの					償還期間が20年以内のもの				
	貸付利率C1	貸付利率C2	貸付利率C3	貸付利率C4		貸付利率C1	貸付利率C2	貸付利率C3	(新設)
固定金利貸付	(略)	(略)	(略)	0.30%	固定金利貸付	(略)	(略)	(略)	(新設)
10年経過毎金利見直し貸付	(略)	(略)	(略)	0.10%	10年経過毎金利見直し貸付	(略)	(略)	(略)	(新設)
償還期間が20年を超え30年以内のもの					償還期間が20年を超え30年以内のもの				
	貸付利率C1	貸付利率C2	貸付利率C3	貸付利率C4		貸付利率C1	貸付利率C2	貸付利率C3	(新設)
固定金利貸付	(略)	(略)	(略)	0.70%	固定金利貸付	(略)	(略)	(略)	(新設)
10年経過毎金利見直し貸付	(略)	(略)	(略)	0.10%	10年経過毎金利見直し貸付	(略)	(略)	(略)	(新設)